令和８年度

保　育　所　入　所　案　内

池田町保健子育て課子育て支援係
〒083－0023
池田町字西３条５丁目　池田町保健センター内
TEL ５７２－２１００　　FAX　５７２－２８６２

１　保育所とは

小学校就学前児童を対象に、就労や病気などのために家庭で保育できない保護者に代わって、子どもの心身の発達を目的に保育する施設です。

２　池田町内の保育所

池田保育園（西２条１０丁目　　５７２－３６５９）　認可定員１２０名

３　クラス年齢と生年月日について

令和８年４月１日時点の年齢でクラスが決まります。

令和８年度のクラス年齢と該当する生年月日は以下のとおりです。申請の際は、下記のクラス分けに基づき申請してください。

※0 歳児クラスは、原則として生後 6 か月以降を受入しますが、個々の状況などで入所できない場合があります。

クラス	生年月日
0 歳児	令和 7 年(2025 年)4 月 2 日～
1 歳児	令和 6 年(2024 年)4 月 2 日～令和 7 年(2025 年)4 月 1 日
2 歳児	令和 5 年(2023 年)4 月 2 日～令和 6 年(2024 年)4 月 1 日
3 歳児	令和 4 年(2022 年)4 月 2 日～令和 5 年(2023 年)4 月 1 日
4 歳児	令和 3 年(2021 年)4 月 2 日～令和 4 年(2022 年)4 月 1 日
5 歳児	令和 2 年(2020 年)4 月 2 日～令和 3 年(2021 年)4 月 1 日

４　利用に必要な認定について

保育所を利用する場合の保育に係る経費について、池田町が保育所に委託費を支払います。（別途利用者負担金もあります。）

保育所をご利用の際は、**入所申込みと合わせて**下記の認定区分に基づいた池田町への認定申請が必要となります。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設
1 号認定 （教育認定）	満 3 歳以上 （満 3 歳誕生日の前日から）	なし （教育を希望）	幼稚園
2 号認定 （保育認定）	**満 3 歳以上 （満 3 歳誕生日の前日から）**	**あり （保育を希望）**	**保育所**
3 号認定 （保育認定）	**満 3 歳未満 （満 3 歳誕生日の前々日まで）**	**あり （保育を希望）**	**保育所**

５　保育の必要性について

【保育認定について】

2 号認定・3 号認定を受け、保育所での保育を希望するときは、就労や病気などのために家庭以外での保育を必要とする事由を明らかにしなければなりません。

保育を必要とする事由の種類は次ページのとおりです。保護者の状況により事由が変わりますので、ご確認ください。

【認定時間について】

保育を必要とする事由や就労時間により、保育所の利用可能時間が異なります。

〇保育標準時間…１日１１時間まで保育所を利用可能（７時３０分～１８時３０分の間）

〇保育短時間　…１日　８時間まで保育所を利用可能（８時３０分～１６時３０分の間）

※利用可能時間を超えて利用する場合は、その都度追加料金が発生します。（30 分につき 50 円）

保育を必要とする事由	保護者の状況	保育の必要時間	認定の有効期限
就労	フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働（自営業等含む）など月 48 時間以上の就労をしているとき	・月 120 時間以上の就労 →保育標準時間 ・月 48～120 時間の就労 →保育短時間 ※送迎等の時間帯により必ずしも上記に沿わない場合があります。	左の状況が継続すると見込まれる期間（小学校就学前までを限度）
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もないとき	・保育標準時間 ・保育短時間 選択可能	出産予定日の 8 週間前(多胎妊娠の場合は 14 週間前)から、出産後 8 週間を経過する日の翌月が属する月の末日まで。 【例】単胎児の場合 ・出産予定日 12 月 13 日 ・認定期間 10 月 19 日～2 月末日
育児休業	既に保育所を利用している方が育児休業を取得したとき	・保育標準時間 ・保育短時間 選択可能	育児休業期間の終了日まで
病気・負傷・障がい	・治療に 1 か月以上要すると認められる病気、負傷となったとき ・精神若しくは心身に障がいのあるとき	・保育標準時間 ・保育短時間 選択可能	・病気、負傷の場合は医師の診断書に記載される終期まで ・精神若しくは心身に障がいのある場合は小学校就学前を限度
親族の介護・看護	同居する親族を常時介護又は看護しているとき	・保育標準時間 ・保育短時間 選択可能	・親族が病気、負傷の場合は医師の診断書に記載される終期まで ・親族が精神若しくは心身に障がいのある場合は小学校就学前を限度
災害	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合	保育標準時間	左の状況が継続すると見込まれる期間（小学校就学前までを限度）
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っているとき	・保育標準時間 ・保育短時間 選択可能	・求職活動を始めてから 90 日後が属する月の末日まで。
就学・職業訓練	就学（職業訓練学校などにおける職業訓練を含む。）しているとき	・保育標準時間 ・保育短時間 選択可能	・就学後、卒業（修了）予定日が属する月の末日まで。
その他	その他、上記に類する状	保護者の状況による	保護者の状況による

	態として町長が認めるとき		

【入所期間中の認定変更について】

入所期間中に保育を必要とする事由が変更となった場合は、認定の変更申請が必要です。

例）・求職活動をしていたが就職先が決まった。

（求職活動→就労）

・就労していたが、妊娠し、産前産後休暇となった。また、その後育児休業となった。

（就労→妊娠・出産→育児休業）

変更申請の際には、新たな事由となったことが分かる書類（下記「６　申込時に必要な書類について」をご参照ください。）をご準備いただきます。

６　申込時に必要な書類について

変更あり‼

今年度から申請書一式を見直し、記入項目を減らしました。

１）【継続・新規いずれも】

保育園・幼稚園入園申込書（教育・保育給付認定申請(保育園等利用申込)書兼現況届兼児童台帳）

…１枚で児童２名まで

２）【新規の場合のみ】**児童調査票**…児童１名に１枚

３）【継続・新規いずれも】**「保育を必要とする事由」に応じた添付書類**…父母１枚ずつ

保育を必要とする事由	必要な書類
就労	就労証明書 ・R8.4 月入所の場合は R7.10 月以降に発行されたもの ・R8.4.1 以降も雇用期間があることを証明できるもの
妊娠・出産	①母子健康手帳の写し（表紙と予定日のページ） ②病気等申告書（妊娠障がい等の場合のみ）
育児休業	①就労証明書（育児休業の期間が分かるもの） ②育児休業取得に伴う保育の申立書（自営業など育児休業制度が無い場合のみ）
病気・負傷・障がい	【病気・負傷の場合】 ①病気等申告書 ②医師の診断書（就労や保育が困難である等の旨が記載されているもの） 【障がいの場合】 ①病気等申告書 ②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳または障害年金に係る年金証書の写し
親族の介護・看護	同上
災害	罹災証明書の写し
求職活動	ハローワークカードの写し
就学・職業訓練	在学証明書、職業訓練を受けている証明書
その他	都度、町長が必要と認めた書類

７　電子申請ができます

変更あり‼

今年度から電子申請を一部簡略化しています。

申し込みは紙での申請のほか電子申請でも可能です。電子申請の場合は、スマートフォンで下記の QR コードを読み取り、申請フォームから必要事項を入力してください。一度で児童２名まで申請ができます。

注意：電子申請にはマイナンバーカードが必要です。また、就労証明書などの添付書類をデータで提出いただきます。事前にご準備の上申請ください。

８　受付期間・締切日

【4 月入所の申込み】

受付期間：**１０月１４日（火）～１１月１４日（金）**　※入所調整のため、受付期間厳守

受付場所：保健センター保健子育て課子育て支援係　又は　池田保育園

【5 月以降入所の申込み】

受付期間：入所月の 1 か月前から利用調整を行います。原則的な締切は下記のとおりですが、家庭の状況等に応じて受け入れを調整します。随時ご相談ください。

受付場所：保健センター保健子育て課子育て支援係

入所希望月	締切日	入所希望月	締切日
5 月	令和 8 年 3 月 31 日	11 月	令和 8 年 9 月 30 日
6 月	〃　年 4 月 30 日	12 月	〃　年 10 月 31 日
7 月	〃　年 5 月 31 日	1 月	〃　年 11 月 30 日
8 月	〃　年 6 月 30 日	2 月	〃　年 12 月 25 日
9 月	〃　年 7 月 31 日	3 月	令和 9 年 1 月 31 日
10 月	〃　年 8 月 31 日		

９　保育料について

【保育料について】

保育料は、世帯の所得に応じて算定した市町村民税を用いて、池田町が決定します。

実際に支払うこととなる保育料は、国や北海道、池田町独自の保育料軽減措置により、子どもの年齢や世帯の状況等によって異なります。

【代表的な保育料軽減措置】

- （国）3 歳児クラス以上の保育料無償化
- （道）市町村民税所得割額 169,000 円未満の世帯は第 2 子以降保育料無料
- （町）所得に関わらず、第 2 子以降の保育料無料（中 3 の子までをカウント）

※上記の軽減措置は大まかな要件を記載しています。
他の細かな要件により、上記に該当していても軽減措置対象にならないことがあります。

【保育料等の決定にかかる市町村民税の対象年度について】

保育料の算定根拠となる市町村民税の対象年度は、下記表のとおりとなります。
9 月前・9 月以降で保育料が変更となる場合があります。

税目	令和８年４月～８月分	令和８年９月～令和９年３月分
市町村民税	「前年度」の市町村民税所得割額 （令和６年１月～１２月の所得）	「当年度」市町村民税所得割額 （令和７年１月～１２月の所得）

【池田町保育料表】標準時間の場合　※国・北海道・池田町独自の保育料軽減措置を適用後

階層	世帯の階層区分の定義		保育標準時間		保育短時間	
1階層	生活保護法による被保護世帯			0円		0円
2階層	市町村民税非課税世帯			0円		0円
3階層	3A	市町村民税均等割課税世帯	1人目	5,300円	1人目	5,200円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
	3B	市町村民税所得割額 5,000円未満	1人目	9,100円	1人目	8,900円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
	3C	市町村民税所得割額 5,000円以上48,600円未満	1人目	10,800円	1人目	10,600円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
4階層	4A	市町村民税所得割額 48,600円以上67,000円未満	1人目	13,600円	1人目	13,300円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
	4B	市町村民税所得割額 67,000円以上77,101円未満	1人目	15,000円	1人目	14,700円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
	4C	市町村民税所得割額 77,101円以上97,000円未満	1人目	16,400円	1人目	16,100円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
5階層	5A	市町村民税所得割額 97,000円以上133,000円未満	1人目	20,400円	1人目	20,000円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
	5B	市町村民税所得割額 133,000円以上169,000円未満	1人目	24,000円	1人目	23,500円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
6階層	6A	市町村民税所得割額 169,000円以上211,200円未満	1人目	28,500円	1人目	28,000円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
	6B	市町村民税所得割額 211,200円以上241,000円未満	1人目	30,500円	1人目	29,900円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
	6C	市町村民税所得割額 241,000円以上301,000円未満	1人目	32,500円	1人目	31,900円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
7階層	7A	市町村民税所得割額 301,000円以上364,000円未満	1人目	37,700円	1人目	37,000円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
	7B	市町村民税所得割額 364,000円以上397,000円未満	1人目	42,300円	1人目	41,500円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円
8階層	8	市町村民税所得割額 397,000円以上	1人目	52,000円	1人目	51,100円
			2人目以降	0円	2人目以降	0円

【問い合わせ先】
池田町保健子育て課子育て支援係
（池田町保健センター内　　電話　０１５－５７２－２１００）